

HOTEL星取テラスせきがね料金表(指定管理者提案)

1 宿泊価格(一人当たり単価。単位:円)

新館:ユニバーサル洋室(定員4人)			基本価格	8,800			
宿泊者数	A	B(基本)	C	D	E	F	G
1人	9,240	10,560	11,880	13,200	15,840	20,020	24,640
2人	7,700	8,800	9,900	11,000	13,200	14,300	15,400
3人	6,600	7,700	8,800	9,900	12,100	13,200	14,300
4人	5,500	6,600	7,700	8,800	11,000	12,100	13,200

旧館:和室・キッチン付和室(定員6人)			基本価格	7,150			
宿泊者数	A	B(基本)	C	D	E	F	G
1人	7,260	8,580	9,900	11,220	13,860	20,240	22,000
2人	6,050	7,150	8,250	9,350	11,550	12,650	13,750
3人	4,950	6,050	7,150	8,250	10,450	11,550	12,650
4~6人	4,730	4,950	6,050	7,150	9,350	10,450	11,550

新館:ペット可洋室(定員4人)			基本価格	9,900			
宿泊者数	A	B(基本)	C	D	E	F	G
1人	10,560	11,880	13,200	14,520	17,160	21,560	26,400
2人	8,800	9,900	11,000	12,100	14,300	15,400	16,500
3人	7,700	8,800	9,900	11,000	13,200	14,300	15,400
4人	6,600	7,700	8,800	9,900	12,100	13,200	14,300

旧館:特別和洋室(定員8人)			基本価格	9,900			
宿泊者数	A	B(基本)	C	D	E	F	G
1人	10,560	11,880	13,200	14,520	17,160	24,640	26,400
2人	8,800	9,900	11,000	12,100	14,300	15,400	16,500
3人	7,700	8,800	9,900	11,000	13,200	14,300	15,400
4~8人	7,480	7,700	8,800	9,900	12,100	13,200	14,300

新館:ユニバーサル特別室(洋室、定員6人)			基本価格	12,100			
宿泊者数	A	B(基本)	C	D	E	F	G
1人	13,200	14,520	15,840	17,160	19,800	24,640	29,920
2人	11,000	12,100	13,200	14,300	16,500	17,600	18,700
3人	9,900	11,000	12,100	13,200	15,400	16,500	17,600
4~6人	8,800	9,900	11,000	12,100	14,300	15,400	16,500

※食事代は含まない。旅行代理店のウェブサイトを使わず、指定管理者に直接申し込んだ場合は割引あり。

旅館業の許可
R7.2.~トレーニング期間内
R7.4.2 申し込み可能

旧館:和室・洋室(合宿向け。定員8人・4人)			基本価格	4,400			
宿泊者数	A	B(基本)	C	D	E	F	G
1人	5,390	6,160	7,700	9,240	12,320	15,840	17,600
2人	3,850	4,400	5,500	6,600	8,800	9,900	11,000
3人	3,850	4,400	4,400	5,500	7,700	9,900	11,000
4~8人	3,300	3,850	4,400	5,500	7,700	9,900	11,000

2 料金カレンダー

A:-1100 B:+0 C:+1100 D:+2200 E:+4400 F:+5500 G:+6600

4月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

5月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

6月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30					

7月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

8月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

9月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

10月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

11月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

12月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

2月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

3 料金表 (単位:円)

(1) 宿泊基本料金

建物	区分	金額
新館	ユニバーサル洋室	8,800
	ペット可洋室	9,900
	ユニバーサル特別室	12,100
旧館	和室・キッチン付和室	7,150
	特別和洋室	9,900
	キッチン付和室3連泊～	4,950
	キッチン付和室7連泊～	4,400
	大和室	4,400
	洋室	4,400
子ども料金		金額
小学生	一般の7割	
幼児(布団あり)	3,300	
幼児(布団なし)	無料	

(2) 入浴料

区分	一般	小学生	幼児	2歳児まで
日帰り入浴	880	440	220	無料
(市民料金)	550	220	110	無料
貸切風呂	4,400			
(市民料金)	2,200			

(割引)

障がい者、高齢者、子育て世代の割引あり。

(3) 会議室使用料

区分	金額	備考
大会議室	3,300	1時間当たり
(市民料金)	2,200	1時間当たり
小会議室	1,000	1時間当たり
(市民料金)	660	1時間当たり

(4) バーベキューテラス(テラス)

区分	3時間以内	超過料金
一区画	3,300	1,100
(市民料金)	2,200	1,100
全面	9,900	3,300
(市民料金)	6,600	3,300

※超過料金は1時間毎

(5) 休憩料金(宿泊延長1人1時間当たり)

ア 新館

区分	ユニバーサル洋室	ペット可洋室	ユニバーサル特別室
1人	1,650	1,650	2,200
2人	990	990	1,100
3人	880	880	990
4人			
5人	—	—	990
6人			

イ 旧館

区分	和室・キッチン付和室	特別和洋室	大和室	洋室
1人	1,650	2,200	1,100	1,650
2人	990	1,100	880	990
3人	880	990		880
4人				
5人				
6人				
7人	—	—	660	
8人				

倉吉市せきがね温泉宿泊施設の設置及び管理に関する条例（案）

令和5年3月22日条例第13号

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第1項の規定に基づき、市民の心身の健康増進及び観光客等との交流を促進し、ゆとりのある市民生活の実現及び市民の福祉の向上並びに市の観光振興に資するため、倉吉市せきがね温泉宿泊施設（以下「温泉宿泊施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 温泉宿泊施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- （1）名称 倉吉市せきがね温泉宿泊施設
- （2）位置 倉吉市関金町関金宿

（指定管理者による管理運営）

第3条 市長は、法第244条の2第3項の規定により指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に温泉宿泊施設の管理及び運営を行わせるものとする。

（指定管理者の業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）温泉宿泊施設の利用の許可に関する業務
- （2）温泉宿泊施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- （3）その他温泉宿泊施設の管理及び運営に関し市長が必要と認める業務

（利用時間及び休館日）

第5条 温泉宿泊施設を利用に供する時間は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるとおりとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

- （1）宿泊 午後3時から翌日午前10時まで
- （2）休憩 午前10時から午後3時まで
- （3）会議室 午前8時から午後10時まで
- （4）日帰り入浴 午前11時から午後3時まで
- （5）テラス 午前10時から午後3時まで
- （6）屋上テラス 午前10時から午後10時まで

2 温泉宿泊施設は、年間を通してこれを利用に供するものとする。ただし、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に休館することができる。

（利用の許可）

第6条 温泉宿泊施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない

（利用の許可の基準）

第7条 指定管理者は、温泉宿泊施設の利用が次に掲げるいずれかのときに該当すると認める場合を除き、その申込みの順に前条の許可（以下「利用許可」という。）をするものとする

- （1）公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- （2）施設、設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(4) その他管理上支障があると認められるとき。

2 指定管理者は、利用許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第8条 利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、当該利用許可を受けた目的以外の目的のために温泉宿泊施設を使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別設備等の制限)

第9条 利用者は、温泉宿泊施設に特別な施設を設け、若しくは設備に変更を加え、又は備え付けの設備以外の設備を置こうとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

(利用許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次に掲げるいずれかの場合に該当すると認めるときは、その利用許可を取り消し、又は温泉宿泊施設の利用を制限し、若しくは停止することができる。この場合において、利用者に損害が生じるときにおいても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(1) この条例の規定に違反した場合

(2) 利用許可の目的に違反した場合

(3) 偽りその他不正な行為により利用許可を受けた場合

(4) その他温泉宿泊施設の管理上支障があると認める場合

(利用料金等)

第11条 利用者は、利用許可を受けたときは、温泉宿泊施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

4 指定管理者は、利用者がその利用許可に係る温泉宿泊施設の利用をしないこととした場合は、利用料金に代えて、当該利用許可に係る利用料金の範囲内で違約金を請求することができる。

(利用料金の減免)

第12条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、別に定める基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない理由により温泉宿泊施設を利用できなくなったときその他特別の理由があると認めるときは、この限りでない

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、温泉宿泊施設の利用を終了したとき又は第10条の規定により利用許可を取り消され、若しくは利用の停止を命ぜられたときは、利用した施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、その責めに帰すべき理由により温泉宿泊施設の施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者の指定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、令和6年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するために必要な指定管理者による第6条の許可その他の準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表（第11条関係）

利用料金（申し込み1件当たりの上限額）

1 宿泊料金（1泊1人当たり）

区分	部屋	定員	金額
新館	ユニバーサル洋室	4人	29,920円
	ペット可洋室	4人	
	ユニバーサル特別室	6人	
旧館	和室	6人	26,400円
	特別和洋室	8人	
	大和室	8人	
	洋室	4人	

備考 宿泊の利用時間を超えて引き続き客室を利用する場合は、その分につき別に休憩についての料金料金を収受させることができる。

2 その他の利用

区分	利用範囲	金額
休憩	1時間1人当たり	2,200円
会議室	1時間当たり（冷暖房の利用を含む。）	3,300円
日帰り入浴	1人当たり	1,100円
貸切風呂入浴	1時間当たり	4,400円
テラス	1区画3時間以内	3,300円